

## 山梨県介護予防専門職研修会開催要領

### 1. 目的

介護予防については、平成26年6月の介護保険法の改正に伴い、従来の一次予防事業・二次予防事業が一般介護予防事業に再編されるとともに、リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化するため、地域リハビリテーション活動支援事業が新設された。

このため、リハビリテーション職を活用した介護予防事業の実施を推進し、自立支援に資する取り組みを推進できるよう、平成28年3月に策定した「リハビリテーション専門職等の活用の手引書」を活用し、市町村の介護予防担当者やリハビリテーション専門職等を対象に研修会を開催する。

2. 対象者 市町村・地域包括支援センターの介護予防担当者並びに県内の施設等に勤務する理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、及び言語聴覚士（ST）並びに保健福祉事務所職員

3. 会場 山梨県自治会館 研修室1・2（甲府市蓬沢1丁目15）

4. 日時 平成29年3月7日（火）

受付 13時00分～ 開催時間 13時30分～15時30分

### 5. 内容

時間	内容	講師等
13:00～ 13:30	受付	
13:30～ 13:50	挨拶 一般介護予防事業について 健康長寿推進課	
13:50～ 14:25	リハビリテーションを活用した介護予防事業について（作業療法士の立場から）（35分）	作業療法士 久保田好正氏
14:25～ 14:55	リハビリテーションを活用した介護予防事業について（理学療法士の立場から）（30分）	理学療法士 笠井斗志夫氏
14:55～ 14:25	リハビリテーションを活用した介護予防事業について（言語聴覚士の立場から）（30分）	言語聴覚士 赤池三紀子氏
15:25～ 15:30	終了 アンケート回答	